

## 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、昭和46年3月18日議会の議決により指定された「損害賠償額の決定及び和解に関する市長の専決処分について」に基づき、次のとおり専決処分する。

令和2年4月10日

東大和市長 尾崎 保夫

### 記

1 件名

庁用自動車の人身事故による損害賠償の額の決定及び和解について

2 和解の相手方

[Redacted]

3 損害賠償額

379,948円

4 和解の要旨

- (1) 東大和市（以下「甲」という。）の [Redacted] (以下「乙」という。) に対する本件事故の物件損害に係る損害賠償額は、395,046円とする。
- (2) 乙の甲に対する本件事故の物件損害に係る損害賠償額は、15,098円とする。
- (3) 甲の乙に対する損害賠償額395,046円と乙の甲に対する損害賠償額15,098円を相殺した額の379,948円を甲が乙に対して支払う。
- (4) 甲と乙の間には、本和解条項に定めるもののほか、本件に関し、なんらの債権債務のないことを相互に確認する。